

水道料金体系の見直しと 地下水転換対策

2017. 9. 5 大分市水道局

I 大分市水道事業の概要

(平成28年度)

- * 給水人口 468, 699人
- * 年間給水量 50, 731, 245 m^3 (有収率 87. 03%)
- * 浄水場設置数 8箇所 (施設利用率 72. 18%)
- * 管路延長 2, 779km (配水管使用効率 18. 25 m^3/m)
- * 給水収益 9, 254, 538千円 (経常収支比率 133. 57%)
- * 給水原価 163. 47円
- * 供給単価 209. 61円

Ⅱ 水道料金体系の見直し (平成29年度 水道料金改定)

(1) 料金改定の概要

- * 改定時期 平成29年4月(検針分)
- * 平均改定率 $\Delta 4.92\%$
- * 改定内容
 - (1) 従量料金の最高単価500円の撤廃
 - (2) 基本水量 8m^3 を 5m^3 へ、基本料金を150円引き下げ
 - (3) 公設プールへの一般用料金の適用
 - (4) 「特別用」、「船舶用」料金の見直し ほか

(2) 新・旧料金表

用途	口径	基本料金		従量料金(1月につき)					備考
				第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	
一般用	13	8 m ³ まで	950 円	8m ³ を超え 20m ³ まで 145円／ m ³					一般用とは、 一般家庭 の家事用、 団体、会社 等で使用す るものをい う。
	20		1,310 円						
	25		1,580 円						
	40	4,800円	1m ³ から 20m ³ まで 230円／ m ³	20m ³ を 超え30 m ³ まで 265円 ／m ³	30m ³ を超 え50m ³ ま で 295円／ m ³	50m ³ を 超え 100m ³ まで 385円 ／m ³	100m ³ を超え る部分 500円 ／m ³		
	50	8,600円							
	75	17,500円							
	100	28,000円							
	150	61,500円							
	200	95,200円							
浴場用		150m ³ まで 10,600円	150m ³ を超える部分 95円／m ³					浴場用とは、 一般公衆 浴場(公設 プールを含 む。)に使 用するもの をいう。	
共用		5m ³ まで 470円	5m ³ を超える部分 130円／m ³					共用とは、 1個の給水 栓を2世帯 以上の者 が使用する ものをいう。	
特別用			585円／m ³					特別用とは、 船舶及び 臨時に使 用するもの をいう。	

用途	口径	基本料金		従量料金(1月につき)				
				第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般用	13	5 m ³ まで	800 円	5m ³ を超え 8m ³ まで 50円／m ³	8m ³ を超え 20m ³ まで 145円／m ³			
	20		1,160 円					
	25		1,430 円					
	40	4,800円		1m ³ から 20m ³ まで 230円／m ³	20m ³ を超え 30m ³ まで 265円／ m ³	30m ³ を超え 50m ³ まで 295円／ m ³	50m ³ を超え る部分 385円／ m ³	
	50	8,600円						
	75	17,500円						
	100	28,000円						
	150	61,500円						
	200	95,200円						
浴場用	150m ³ まで 10,600円		150m ³ を超える部分 95円／m ³					
船舶用			230円／m ³					
臨時用			385円／m ³					

- 備考 1 一般用とは、浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。
 2 浴場用とは、一般公衆浴場の用に供するものをいう。
 3 臨時用とは、工事その他一時的な用に供するものをいう。

(3) 水道局内での検討

* 料金体系の見直しのきっかけ

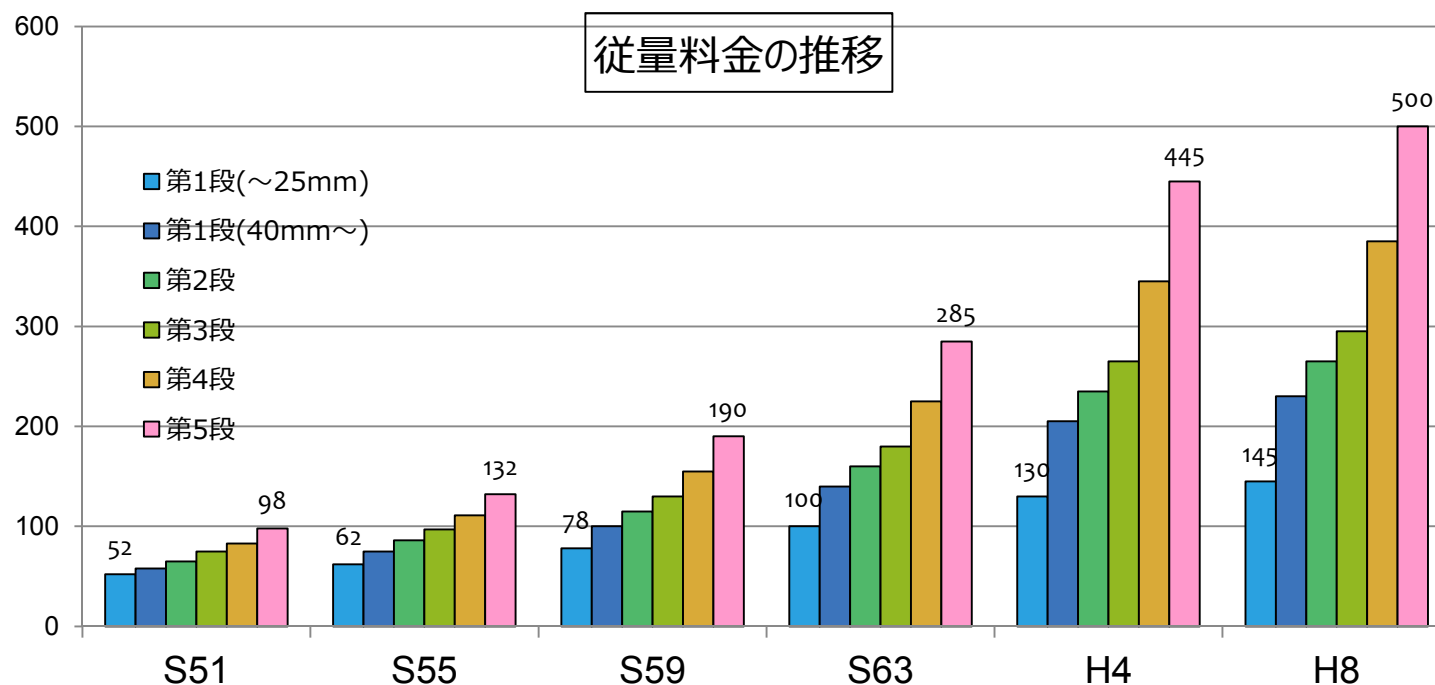
- (1) 大分市総合計画「おおいた総合ビジョン2024」、
大分市総合戦略、大分市人口ビジョンの策定
 - (2) 「大分市水道事業基本計画～大分市水道事業ビジョン～」
の策定
 - ・健全経営の堅持のため、水道料金の収納強化 など
 - (3) 料金算定期間内に大分川ダム(ななせダム)が完成予定
 - (4) 市議会実施の市民意見交換会での意見
 - (5) 平成27年度 料金シミュレーションの実施
(財政担当、企画担当職員)
総括原価計算、料金表案の検討など
- ➡ 料金収入の減少への対策が必要

(3) 水道局内での検討

* 旧料金表の課題(改定理由)

(1)「逡増度」が高くなっている。

●大分市の逡増度 4.03 (中核市で3位)



(3) 水道局内での検討

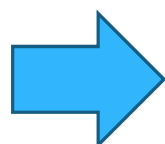
* 旧料金表の課題(改定理由)

(2)「逓増度」が高いため、

大口使用者の地下水転換が進んでいる。

●地下水転換者 44者

●減収(累計) 約8億円 (平成11年度～27年度)



地下水転換を防ぐため、逓増度を緩和する

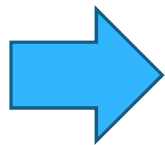
(3)基本水量(8m³)まで使用しない利用者が増えている。

(市議会の市民意見交換会での意見)

(3) 水道局内での検討

* 旧料金表の課題(改定理由)

- (4) 大分川ダム(ななせダム)が平成31年度に完成予定
・前回の料金改定(14.87%)の理由の一つ



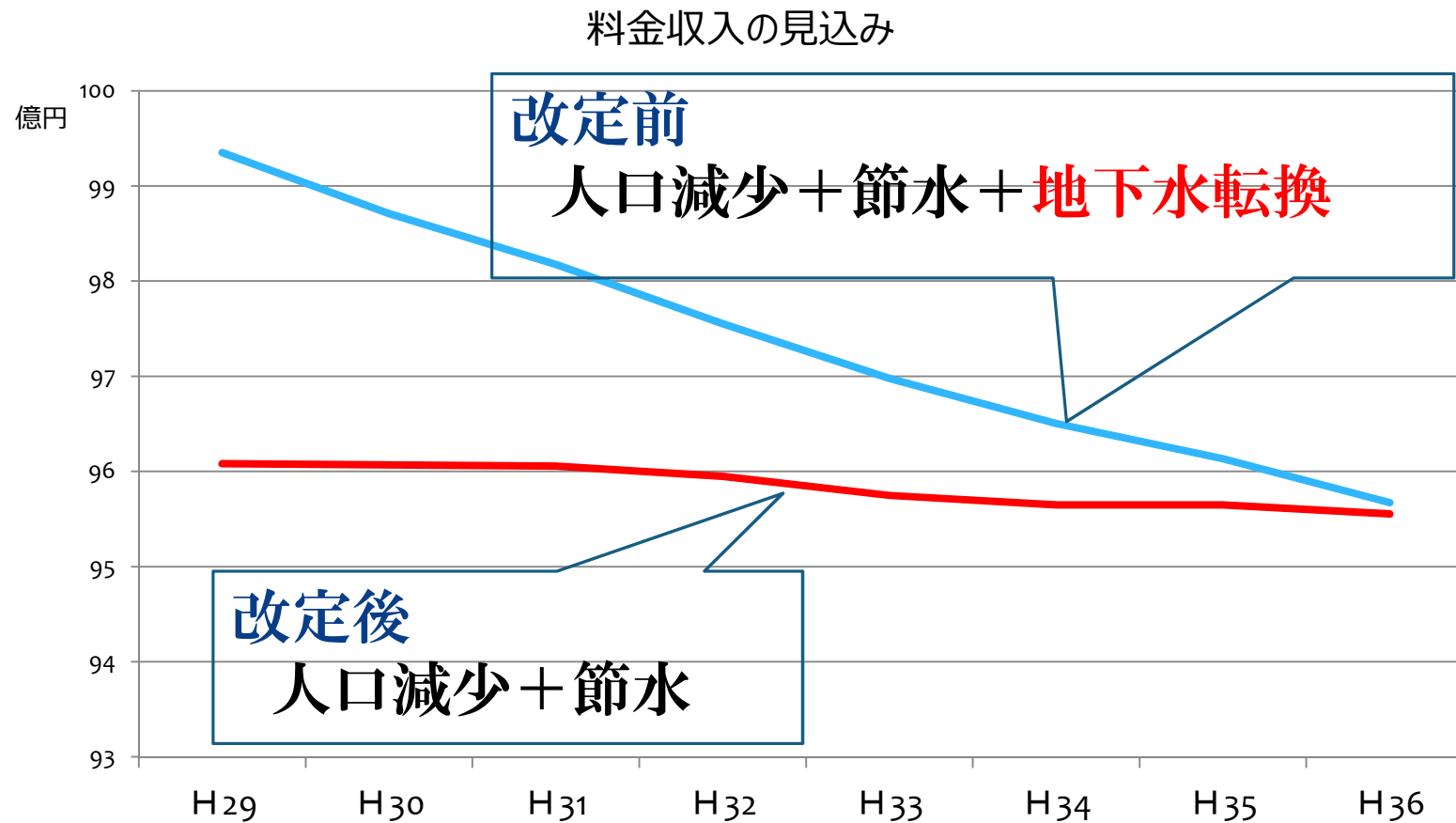
料金値下げが可能



「大分川ダム(ななせダム)」
総事業費 約995億円/ロックフィルダム
総貯水容量 約24,000千 m^3

(3) 水道局内での検討

* 改定後の見通し



(3) 水道局内での検討

* 平成28年

4月 平成27年度中の検討結果や、経営アドバイザー
の意見を踏まえて、**料金体系の見直し方針の決定**

5月 **改定案の決定**

* 経営アドバイザーからの意見（H28年4月から契約）

- 改定理由「逡増度が高く、負担が不合理になっている」
- 社会政策は一般会計で行うもの
 - ・中小企業支援はあくまで市が行うもの
 - ・プールの値上げは問題ない
- 地下水転換対策での特別料金制度は、例外的な措置とし、期限を区切る等、他との均衡を考慮すべき

(4) 外部への説明

*「大分市水道事業経営評価委員会」

学識経験者や、一般公募からなる10名の委員で構成

第1回(6月30日) 料金表の説明、
料金体系の**見直し方針**の説明

第2回(7月14日) **料金改定案**の説明、意見の依頼

第3回(8月26日) 改定案に対する意見案の協議

10月4日 意見書の提出



(4) 外部への説明

* 「大分市水道事業経営評価委員会」からの意見

- (1) 料金体系の見直しは必要である
- (2) 改定案は妥当である
- (3) 今後は、経営の効率化を具体的に実現すること
- (4) 利用者への周知と、営業に取り組むこと
特に、大口需要者への対策に取り組むこと
- (5) 料金改定後の検証について、委員会で評価していく

(5) 給水条例の改正(平成28年12月議会)

平成28年

10月21日～ 各議員に料金体系の**見直し方針**を説明

11月11日～ 各議員に**料金改定案**を説明

使用水量が増えるように、

営業活動に力を入れるよう要望される。

12月14日 条例改正の議決

12月19日 条例改正施行(適用は29年4月検針から)

平成29年

2月 8日 厚生労働省へ水道料金の変更届

(6) 住民への周知・広報活動

平成29年

1月～ ホームページでお知らせ

2月、3月 メーター検針時に、
お知らせの用紙を配布

3月15日 水道局の広報紙の特集
(市報と一緒に配布)

※「1ヶ月の使用水量が8～100m³までの
場合は変更なし」を伝える

ポイント

- 1か月の使用水量が8立方メートル未満の場合、口徑13mmのメーターを基本とする。
- 1か月の使用水量が100立方メートルを超える場合、船舶用・臨時用・公営プールに一般用の料金を適用します。

値下げになる場合は?

- 1か月の使用水量が8立方メートル未満の場合、口徑13mmのメーターを基本とする。
- 1か月の使用水量が100立方メートルを超える場合、船舶用・臨時用・公営プールに一般用の料金を適用します。

どこが変わるの?

- ① 基本料金を引き下げます。口徑13mmから25mm（ミリメートル）までの基本料金を1か月あたり8円（立方メートル）から5円にします。また、これに合わせて基本料金を引き下げます。8円までの基本料金を新たに設定します。
- ② 従量料金を引き下げます。1か月あたり100m³を超えた分の1m³あたりの従量料金を38.5円に引き下げます。
- ③ その他の変更
 - ・ 用途別（船舶用）と「臨時用」に分け、それぞれ料金を引き下げます。
 - ・ 用途別（船舶用）が適用されていた「公営プール」に一般用の料金を適用します。

新しい水道料金表（※2017年4月1日～）

区分	基本料金	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
13	800円	8m ³ を超え8m ³ まで	8m ³ を超え20m ³ まで	20m ³ を超え30m ³ まで	30m ³ を超え50m ³ まで	50m ³ を超え100m ³ まで
20	1,160円	80円	145円	265円	295円	385円
25	1,430円	80円	145円	265円	295円	385円
40	4,800円	1m ³ から20m ³ まで	20m ³ を超え30m ³ まで	30m ³ を超え50m ³ まで	50m ³ を超え100m ³ まで	100m ³ を超え200m ³ まで
50	8,600円	1m ³ から20m ³ まで	20m ³ を超え30m ³ まで	30m ³ を超え50m ³ まで	50m ³ を超え100m ³ まで	100m ³ を超え200m ³ まで
75	17,500円	1m ³ から20m ³ まで	20m ³ を超え30m ³ まで	30m ³ を超え50m ³ まで	50m ³ を超え100m ³ まで	100m ³ を超え200m ³ まで
100	28,000円	1m ³ から20m ³ まで	20m ³ を超え30m ³ まで	30m ³ を超え50m ³ まで	50m ³ を超え100m ³ まで	100m ³ を超え200m ³ まで
150	61,500円	1m ³ から20m ³ まで	20m ³ を超え30m ³ まで	30m ³ を超え50m ³ まで	50m ³ を超え100m ³ まで	100m ³ を超え200m ³ まで
200	95,200円	1m ³ から20m ³ まで	20m ³ を超え30m ³ まで	30m ³ を超え50m ³ まで	50m ³ を超え100m ³ まで	100m ³ を超え200m ³ まで
船舶用	150m ³ まで	150m ³ を超え500m ³ まで	500m ³ を超え1,000m ³ まで	1,000m ³ を超え2,000m ³ まで	2,000m ³ を超え5,000m ³ まで	5,000m ³ を超え10,000m ³ まで
臨時用	10,600円	220円	385円	385円	385円	385円

わが家の水道料金はどのようになるの? ～改定後の料金の算出方法～

例: メーター口徑13mmのお客さまが、2か月に14m³を使用した場合

- ① 1か月の使用水量を算出します。14÷2=7m³
- ② 1か月の使用水量7m³から1か月の料金を算出します。
 - 基本料金(メーター口徑13mm) 800円
 - 従量料金(第1段階 5m³以内) 50円×2m³=100円
 - 1か月の水道料金を算出します。①+②×1.08(消費税)=972円(建設費別)
- ③ 2か月の料金を算出します。972×2=1,944円(1か月の2,052円から108円お安くになります)

地下水管埋設と大口利用料（年間3,000m³以上）のお客さまは、メーターの検針と料金計算には、従量料金を適用しました。無断の検針と料金計算は、罰金がかかります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先: 広報課 料金センター ☎097-538-2416

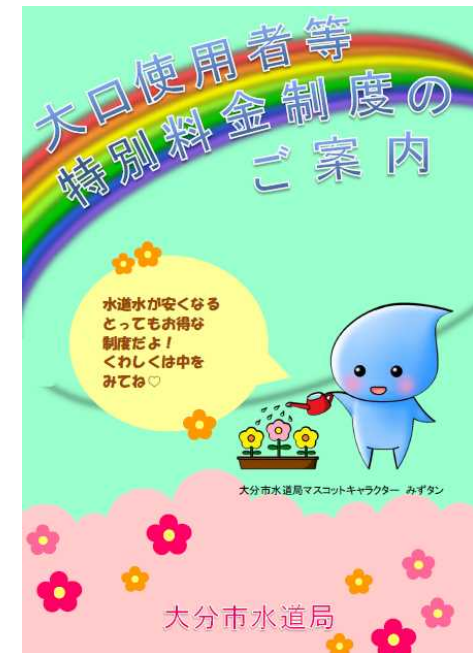
広報誌「おおいたの水道」2017春号

Ⅲ 大口利用者等特別料金制度

平成29年4月からの料金改定に併せて、水道水を多量に使用するお客さまを対象とした「**大口使用者等特別料金制度**」を新設しました。

目的

- **地下水利用転換者等の水道水への復帰**
- **新たな水道水離れの抑制**



(1) 制度の概要

(1) 対象者

次のいずれかに該当するお客さま

- ・**地下水利用者**
- ・平成28年度に、年間**3,000m³**以上の使用実績
- ・平成29年度以降に、年間3,000m³以上の使用実績
- ・新たに使用開始し、年間3,000m³以上の使用見込み

※用途は「一般用」、

国・県・市の施設は除く(地下水利用者は対象とする)

(1) 制度の概要

(2) 適用期間

平成29年4月（または適用開始年月）から平成39年3月まで

(3) 基準水量(2か月)

制度を利用するお客さま毎に、平成28年の2か月毎の使用水量を基準水量とする

(4) 特別料金制度

基準水量を越えて使用した部分は1 m^3 あたり230円とする
(基準水量までは通常計算)

(1) 制度の概要

<例>

1. 地下水を使用されている場合

(単位 m³)

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	合計	
平成28年度	300	200	200	300	200	400	1,600	基準水量
平成29年度	700	700	500	900	800	1,100	4,700	
特別料金適用	400	500	300	600	600	700	3,100	基準水量を 超えた水量

2. 平成28年度に年間3,000m³以上使用の場合

(単位 m³)

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	合計	
平成28年度	500	600	800	300	500	600	3,300	基準水量
平成29年度	700	700	500	900	800	1,100	4,700	
特別料金適用	200	100	0	600	300	500	1,700	基準水量を 超えた水量

(2) 制度開始までの取組

●平成28年8月

経営評価委員会から、地下水転換対策に取り組むよう意見が出る。

●平成28年11月

地下水転換者約50社を管理職を中心に訪問し、
アンケート調査を実施

調査内容

- ・地下水使用状況(水量、経費、リース期間等)
- ・水道水を今後使用する可能性の有無と理由 など

(3) 制度開始後の状況

●営業活動

- ・アンケート調査を実施した地下水利用者を再度訪問
- ・大口利用者にパンフレットを持参、郵送（400部）

●広報活動

- ・ケーブルテレビ出演（平成29年3月16日）
- ・ラジオCM（5月中に30本）
- ・ポスターを商工会議所等に掲示（500枚）
- ・市報（4月15日号）掲載 など



(3) 制度開始後の状況

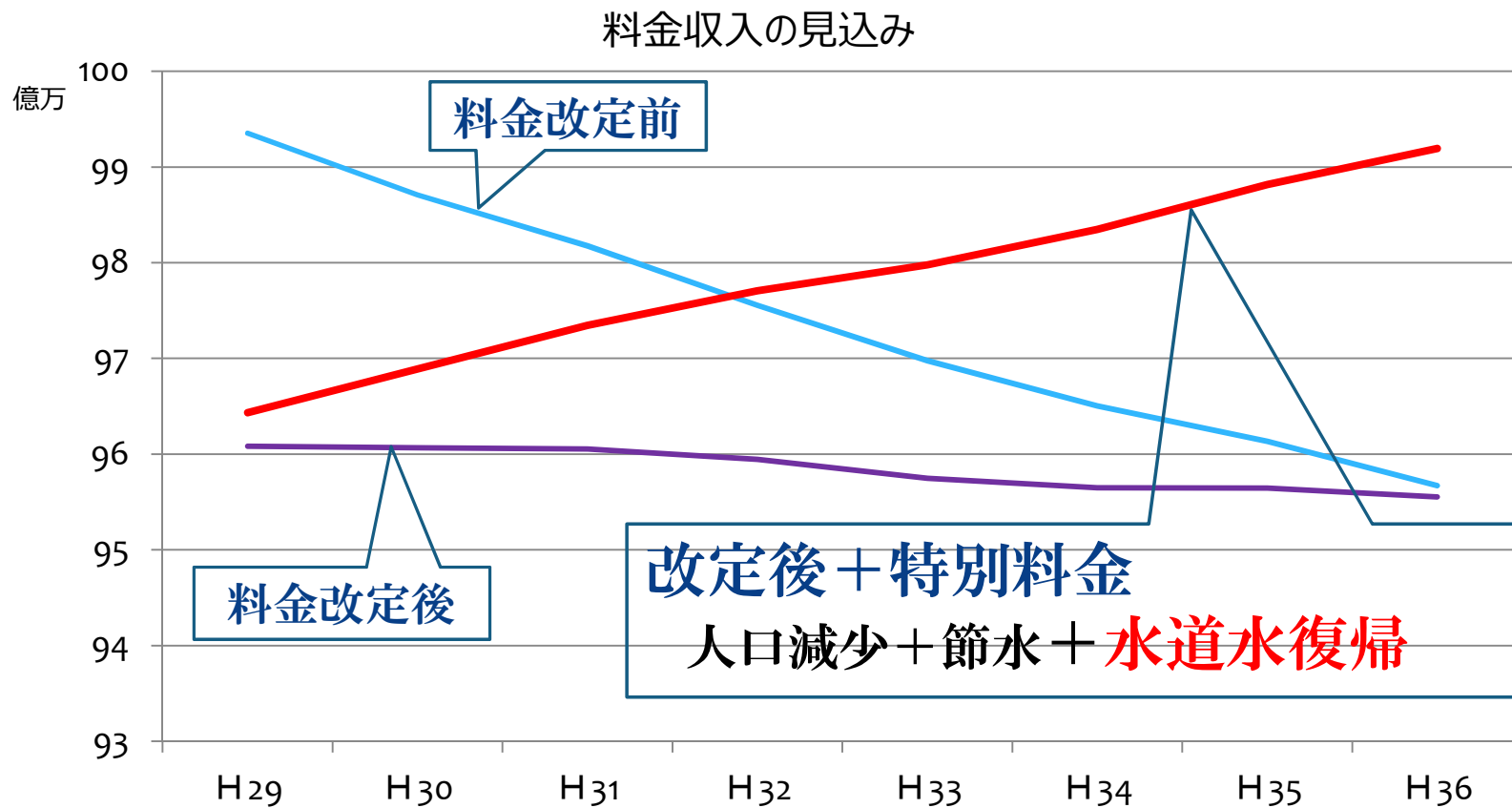
●制度の申請状況（平成29年8月25日時点）

対象者	申請数
(1) 地下水利用転換者	57
(2) 大口使用者（平成28年度）	371
(3) 大口使用者（平成29年度以降）	5
(4) 大口使用者（新規）	6
合計	439

●地下水利用転換者の水道水の使用水量の増加が認められており、一定の効果が得られている

(3) 制度開始後の状況

* 「大口利用者等特別料金制度」開始後の見通し



(3) 制度開始後の状況

●平成29年度 調定状況

	平成28年度 有収水量 (m ³)	平成29年度 有収水量 (m ³)	対前年 比 (%)	平成28年度 調定額 (千円)	平成29年度 調定額 (千円)	対前年 比 (%)	毎月の減収額 H29－H28 (千円)
4月	3,634,006	3,586,582	98.7%	838,892	778,187	92.8%	△ 60,706
5月	3,592,560	3,583,653	99.8%	793,929	751,113	94.6%	△ 42,817
6月	3,724,644	3,777,925	101.4%	853,471	822,069	96.3%	△ 31,402
7月	3,651,808	3,705,461	101.5%	811,267	795,347	98.0%	△ 15,920

ご静聴ありがとうございました



大分市水道局マスコットキャラクター
みずタン